

小山工業高等専門学校学生相談室規程

制 定 平成29年 1月18日

最終改正 平成31年 2月 6日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）総合学生支援センター規則第7条第2項の規定に基づき、本校学生相談室（以下「学生相談室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生相談室は、学生の様々な悩みに応えることにより、学生が本校において円滑な学生生活を送ることができるように、適切な助言及び援助等を行うことを目的とする。

(学生相談室の業務)

第3条 学生相談室においては、次に掲げる業務を行う。

- 一 学生の諸問題に係る相談、助言及び援助に関すること。
- 二 学生の精神衛生上必要な指導、助言、援助に関すること。
- 三 学生相談に伴う調査及び研修等に関すること。
- 四 前各号の業務の実施に必要な資料の作成及び調査研究に関すること。
- 五 その他学生の相談・支援に関すること。

(組織)

第4条 学生相談室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、本校の専任教員のうちから、副室長は室員のうちから、校長が指名した者とする。
- 3 室員は、本校の専任教員のうちから、校長が指名する。
- 4 室長は、学生相談室の業務を掌理し、副室長は室長の職務を助け、室長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。
- 5 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員)

第5条 学生相談室には次の相談員を置く。

- 一 室長
 - 二 副室長
 - 三 カウンセラー 若干名
 - 四 室員 若干名
- 2 相談員のうち室員は、室員の中から校長が指名する。
 - 3 カウンセラーは、カウンセリングに関する専門的知識や経験を有する者を当て、校長が委嘱する。
 - 4 カウンセラーの任期は1年とし、再任を妨げない。

(相談員の義務)

第6条 相談員は、業務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。相談員を退いた後といえども同様とする。

2 相談員は、必要に応じてカウンセリング等に関する専門的な研修を受けるものとする。
(会議)

第7条 学生相談室の円滑な運営のため、学生相談室会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、室長が招集し、その議長となる。

3 室長が必要と認めたときは、学生相談室員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 学生相談室に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校学生支援室規則（平成13年1月15日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。